

国民健康保険

問合せ 国保ねんきん課 保険税係/医療給付係

☎ 334113

1 8月に保険証が更新されます 保険税係

7月中旬に郵送

本市の国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、平成26年7月31日です(一部の人を除く)。8月1日から使用する新しい保険証は、**薄ピンク色で、7月中旬に郵送**します。

現在使用中の保険証は、8月1日以降に市役所本庁、各支所、出張所に返却するか、個人で廃棄してください。個人で廃棄する場合は、はさみで切るなどして、個人情報報の漏えいに注意しましょう。

また、保険証は1年間使用するものです。紛失や破損などないよう、大切に使いましょう。

2 納付書が7月中旬に届きます 保険税係

第1期から3期まで(4月から6月まで)の国保税は、平成25年度の国保税を基礎に仮算定していました。平成26年度の課税所得(平成25年中の所得)が確定したため、国保税の年税額を本算定しました。

第4期(7月)以降は、本算定した年税額から、課税された額(第1期から3期まで)を差し引き、残りの金額を9カ月間で調整した額を納めることとなります。

本算定の納付書を**7月中旬に、世帯主宛**に送付します。世帯主が国保加入者でない場合でも、納税義務者は世帯主になります。

3 保険税の軽減があります 保険税係

◆軽減対象者を拡大

低所得者世帯には、均等割と平等割の軽減が法で定められています。

国保税の軽減判定所得の基準が見直され、平成26年度の本算定から、5.5割軽減の対象者と2.5割軽減の対象者が、次のように拡大されました。



均等割と平等割が軽減される世帯

7.5割軽減の世帯	前年の総所得金額等 ≤ 33万円
5.5割軽減の世帯	前年の総所得金額等 ≤ 33万円 + 加入者数 × 24.5万円
2.5割軽減の世帯	前年の総所得金額等 ≤ 33万円 + 加入者数 × 45万円

※前年の総所得金額等は、「世帯主」、「国保加入者」、「国保から後期高齢者医療制度へ移行した人」の前年の総所得金額等合算

◆課税限度額(年間最高額)を変更

国保税額の算出額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額が国保税額となります。

その課税限度額が制度改正により、下記のとおり変更になります。

	[現行]	[改正後]
医療保険分	51万円	据え置き
後期高齢者支援金分	14万円	16万円
介護納付金分	12万円	14万円
合計	77万円	81万円

低所得世帯 非自発的失業者 保険税係

◆倒産や解雇などで離職した人は軽減されます

平成22年4月から、倒産や解雇、雇い止めなどにより離職した「非自発的失業者」に対する国保税や高額療養費などの自己負担限度額が軽減される制度が実施されています。

◆軽減内容

離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで、該当する人の給与所得を100分の30とみなして保険税を決定します。給与所得以外は軽減されません。

◆対象者

次の3つすべてに当てはまる人が対象になります。

- ・国民健康保険に加入している
- ・離職日時点で、65歳未満
- ・離職時に交付された「雇用保険受給資格者証」の離職理由(数字2桁)が次のいずれかに該当する
- 倒産、解雇などによる離職
- 離職理由コード：11・12・21・22・31・32
- 雇用期間満了などによる離職
- 離職理由コード：23・33・34

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問合せください。

4 加入・脱退の手続きは 保険税係

◆加入

職場の健康保険などを喪失した後、任意継続または、他の健康保険に加入していない場合、国民健康保険の加入手続きが必要です。健康保険喪失日の翌日から14日以内に手続きをしてください。

なお、**事業所や会社などは、国民健康保険の加入手続きは行いません。**

◎必要なもの

- ・職場の「健康保険資格喪失証明書」など
- ・被扶養者がいる場合は、被扶養者名と資格喪失年月日が明記してあるもの
- ・印かん

◆脱退

職場の健康保険などに加入したときなどは、国民健康保険の脱退手続きが必要です。脱退手続きをするまでは、国民健康保険税が課税されたままになっているので、早めに手続きをしてください。

なお、**事業所や会社などは、国民健康保険の脱退手続きは行いません。**

◎必要なもの

- ・職場の「健康保険証」または「健康保険資格取得証明書」
- ・現在お持ちの国民健康保険被保険者証(保険証)
- ・印かん

◆入院や高額な外来診療を受ける
ときは

入院や高額な外来診療を受ける場合には、「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関などに提示すると、窓口での支払が、高額療養費の自己負担限度額以内になります。ただし、国保税の滞納がある場合は交付できません。

70歳から74歳の人に限っては、市民税非課税世帯の人が交付対象になります。70歳未満の市民税非課税世帯で、国保税の滞納がある世帯の人には、限度額適用認定証は交付できません。入院中の食事代が減額される「標準負担額



減額認定証」は交付することができます。認定証は、申請日の前月以前の診療分には適用はできません。早めに申請してください。

◎必要なもの

- ・保険証
- ・直前に納めた国保税領収書
- ・印かん

◆有効期限が平成26年7月31日の認定証は更新を

更新期間

7月1日(火)～8月29日(金)

平成26年8月1日以降も認定証が必要な

人は、更新の手続きが必要になります。手続き後、窓口で即日交付しますが、国保税の納付確認ができない場合や、転入者で課税状況が不明な場合などは、8月中旬以降の郵送になることがあります。

更新条件

①70歳未満の人で、平成26年8月1日現在で国保税の未納がない世帯の人(納付期限が平成26年7月31日までの国保税)

- ・納付書で窓口納付の世帯の人は、7月中旬に納付書が届くので、7月納期分を納めてから申請してください。
- ・口座振替の世帯の人は、これまでの納付状況によっては、後日送付となる場合があります。

②70歳から74歳までの市民税非課税世帯の人

◎必要なもの

- ・保険証
- ・直前に納めた国保税領収書
- ・印かん



平成25年分の市民税未申告の人は、上位所得世帯の限度額適用区分で交付することになります。必ず事前に申告をしてください。

国民年金

平成26年度の国民年金保険料
月額15250円

保険料免除や若年者納付猶予、学生納付特例に該当すると、承認された期間(一部免除は残りの保険料を納付した期間)は、老後に受け取る老齢年金の受給資格期間の判定、障害年金や遺族年金などの納付要件を判定する際に、納付されたものとして取

病気や失業などで納付困難な人には国民年金保険料の免除制度と納付猶予が、学生には納付特例があります

問合せ 国保ねんきん課 年金係 ☎334105

り扱われます。

保険料を未納のままにしておくと、老齢年金はもちろん、障害年金や遺族年金も受けられなくなることがあります。納付が困難だと思う人はご相談ください。

なお、免除された期間は、老齢年金の額を計算する際には、全額納めたときに比べて減額されますが、追納制度を利用することによって、満額の年金額に近づけることが

できます。

※免除を受けた期間の保険料を、10年までさかのぼって納めることができる制度

免除申請を行う時点の2年1カ月前の月分まで、申請ができるようになります。該当する期間の未納がある人は、ご相談ください。

免除の種類と納付額一覧 (平成26年度現在)

免除の種類	所得判定対象者	納付すべき月額
全額免除	本人・配偶者・世帯主	0円
4分の3免除	本人・配偶者・世帯主	3,810円
半額免除	本人・配偶者・世帯主	7,630円
4分の1免除	本人・配偶者・世帯主	11,440円
若年者納付猶予	本人・配偶者	0円
学生納付特例	本人	0円

※4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき月額を納めないと未納扱いになります。